

令和4年度伊丹市交通局清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集

◆質問に対する回答について

| 質問 | | 回答 |
|----|---|--|
| 1 | 缶・ペット機が3台並んでいるところの集約設置は可能か。 3台→2台(※8台分の最低価格を上回る応札はするものとする) | 集約設置は認められません。募集要項に記載の台数(8台)からは変更できません。 |
| 2 | 委託業務は可能か。(契約及び支払いは申込み会社とし、補充などを別会社にしても良いか) | 委託業務は可能です。ただし、行政財産使用許可の相手方及び支払いは、応募者になります。 また委託業務の場合は、自動販売機の故障の際などすぐに駆け付けられるよう、自動販売機に連絡先を明記して下さい。 |
| 3 | できる限りキャッシュレス対応とありますが、キャッシュレスの対応の数によって有利不利は発生するのか。 発生しない場合、併設の自動販売機のどちらかにキャッシュレス対応であれば最低限問題ないという認識で良いか。 | 【別紙2】『自動販売機設置場所資料』における、庁舎外北側のD～Fのうち、最低2台はキャッシュレス対応のものを設置して下さい。それ以上は任意とし、有利不利は発生しません。 |